

# 防災あいずみ

平成29年7月15日発行 第17号

発行元：藍住町総務課危機管理室

電話637-3111

## 町民一斉避難訓練を開催しました！

6月4日、本町では初めての取組みとなる町民一斉避難訓練を開催しました。

今回の訓練は、これまでの防災・避難訓練とは異なり、避難訓練をメインに6か所の避難所(小中学校)で一斉に開催しました。

当日は天候に恵まれ、訓練には住民のほか警察、消防署、消防団など関係者ら約1,300人が参加しました。

訓練参加者は、午前9時の防災無線による訓練開始の放送後、自宅や地域の集合場所から避難所までを徒歩または自転車で避難しました。今回の避難訓練では、地域の方と一緒に車イスで参加している方の姿もあり、私たちも共助の大切さを改めて実感させられました。

避難所に到着後、体育館で避難してきたグループごとに避難所までの所要時間や避難経路、危険箇所を地図に記入し、安全な避難方法等の確認をしました。またそのほか、体育館や防災倉庫の鍵を収納している「自動解錠鍵ボックス」や、防災倉庫に備蓄されている備蓄品について、職員から説明を受けました。

これまでの防災・避難訓練は、主に世帯を対象にしていたましたが、今回は「地域で取り組む防災対策」として、主に自治会や自主防災組織を対象とし、地域における防災意識の高揚を目的として開催しました。

町では、この訓練を契機に地域内で共助の意識を高めて、自主防災組織の結成を促進したいと考えています。

大規模な地震が発生すれば避難路として考えていたルートが家屋やブロック塀の倒壊、道路の損壊などで通行ができなくなることも十分に考えられます。もしもに備えて避難訓練に参加しましょう。

また、アンケート調査などで訓練参加者から寄せられた意見などについては、今後の訓練や防災対策に活用していきたいと考えています。



## 防災Q&A

今回の訓練参加者から、防災に関する様々な質問や意見をいただきました。その中のいくつかをQ&Aとして紹介します。



### Q1 防災無線の放送が聞こえにくい。

A1 天候や建物の防音性能などにより、どうしても屋外スピーカーの音が聞こえにくい場合があります。その対策として大規模災害時には、防災ラジオや携帯電話のエリアメール等でも情報を伝達しますが、今後防災無線のデジタル化に併せて情報伝達の多重化について検討していきます。

### Q2 指定避難所と指定緊急避難場所について教えてください。

A2 指定避難所は、大規模な災害が発生し自宅で生活できなくなった方が一定期間生活する施設で、生活に必要な食料等を備蓄しています。一方、指定緊急避難場所は、災害の危険が切迫したときの一時的な緊急避難先であるため、食料等は備蓄していません。緊急時に危険をしのいだ後は自宅か最寄りの指定避難所に移動してください。

※指定避難所及び指定緊急避難場所については【総合ハザードマップ：地震・津波ハザードマップ】を御覧ください。

### Q3 通常の避難所での生活に支障をきたす、障がい者等の方々が避難できる場所がありますか？

A3 身体障がい者のための福祉避難所として福祉ホームリズム(矢上字安任)を指定していますが、まずは指定避難所(小中学校)へ避難してください。その後、災害対策本部と福祉避難所が収容人数等の調整を行った上で、福祉避難所へ移動する流れになります。

※現在建築中の文化ホールを精神、知的障がい者用の福祉避難所として予定しています。

### Q4 自治会内に避難行動要支援者(一人で避難することが困難な方)がいます。災害時の備えとして、どんな対応をすればいいですか？

A4 福祉課(町)が災害時に支援が必要な方を対象とした要援護者台帳を作成しています。この台帳は、毎年7月に民生委員の方が独居老人宅を訪問し、同意を得た上で作成しています。その後、各人の個別避難計画(誰がどんな方法で支援するか)を福祉課と民生委員の方で協力して作成しますので、まだ登録していない人は、福祉課へお問い合わせください。

### Q5 防災用品はどこで買えばいいのでしょうか？

A5 ホームセンターやインターネット等で購入することができます。なお、中身の詰まった非常持ち出し袋(セット品)を購入し、常備薬やアレルギー対応食等の自分に合った備蓄品を追加するのが望ましいです。

※紙面の都合上、すべての御質問が掲載できておりません。防災に関することは、町ホームページの「防災あいずみ」「総合ハザードマップ」を御覧ください。

なお、総合ハザードマップは、今年度、内容の見直しを進めています。新しい総合ハザードマップは平成30年4月頃に各家庭に配付する予定です。

## 自主防災組織について

先日の町民一斉避難訓練では、個人や家族単位の参加だけでなく、自治会や自主防災組織単位での参加が多く見受けられました。さて、この「自主防災組織」とは何か御存知でしょうか？

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき自主的に結成する防災組織で、概ね自治会や町内会を単位にして結成されます。

大規模災害発生時には行政や警察、消防等の防災機関も皆さんと同様に被災してしまうため、円滑な救助活動は望むことができません。大規模災害から地域を守るには、「共助」が重要な役割を担うこととなります。

町内では、活動が活発な自主防災組織もありますが、ほとんどの自主防災組織が活動休止状態となっています。

本町では、自主防災組織の活動を支援するための各種交付金制度もありますので、この機会に、自主防災組織の新規結成や活動の再開について地域で話し合いをしてみませんか？



## 自主防災組織に関する各種補助制度について

### ①自主防災組織等結成促進交付金

- ・対象 自主防災組織が結成されていない自治会
- ・使用用途 結成に係る事務費、会議費等
- ・交付額 一律3万円

### ②自主防災組織等補助金

- ・対象 町に登録されている自主防災組織
- ・使用用途 資器材の購入(消耗品除く)、訓練、研修への参加
- ・交付額 (1)資器材の購入  
必要資器材の購入費用の75%  
※世帯数によって上限あり  
(2)訓練  
2,000円+(訓練参加人数×150円)  
(3)研修への参加  
基本補助額(参加人数×150円)+受講料  
(上限5,000円)

### ③自主防災組織等運営支援交付金

- ・対象 町が活動を認めてきている自主防災組織
- ・使用用途 運営等に係る経費(事務費、会議費等)
- ・交付額 一律3万円※年1回

※申請には一定の条件がありますので、事前に総務課危機管理室までお問い合わせください。

### 自主防災組織結成から交付金までの流れ

自治会・町内会等で自主防災組織に関する話し合い

自主防災組織結成に向けて  
①結成促進交付金の申請書を提出

防災講座の実施(15世帯以上の参加が必要)

①結成促進交付金の支給

規約、役員、班編成等基本事項の整備

自主防災組織として町へ登録の届出

②自主防災組織等補助金の申請及び交付(資器材購入)最大3年計画で初期資器材を整備する

訓練・研修の都度②補助金の申請と交付

結成の次年度以降、  
③運営支援交付金の申請が可能

## 平成29年度 吉野川・那賀川合同総合水防演習が実施されました！

5月21日、吉野川南岸河川敷で吉野川・那賀川合同総合水防演習が行われました。この演習は、「超大型で猛烈な台風による大雨の影響で、吉野川全域にわたって大洪水になる恐れがある」との想定のもと実施されました。また当日は、国土交通省、徳島県、市町村、消防団、警察、自衛隊などに加え、地元企業、高校、小学校などの多様な機関が参加し、見学者を含め約2,000人が参加しました。

各機関が実施した訓練内容は、決壊しそうな堤防を守るための水防工法や、情報伝達訓練、住民避難訓練、救出・救助訓練などで、藍住町からは24名の水防団員が土のう作りや、作成した土のうを用いた月の輪工法(※1)を実施し、日頃からの訓練の成果を披露しました。

※1：月の輪工法…出水中に、堤防居住側に漏水によって水が噴き出した際、土のうを積んで水の圧力を弱めることで、漏水口の拡大及び堤防の崩壊を防ぐ工法。



## 重要水防箇所の合同点検を実施しました！

6月13日に、吉野川及び旧吉野川の重要水防箇所(※2)合同点検を実施しました。

この合同点検は、国土交通省及び町が水防体制の強化を図る目的で実施していましたが、今年度はこれに加え自主防災組織も参加しました。

当日は、台風や前線等に伴う出水に備え、町内にある重要水防箇所について国土交通省から説明を受けました。

参加した自主防災組織の方からは「普段から防災には気を配っているが、実際に現地へ出向かなければ、自分のおかれている危険な状況について実感が湧かなかったと思う。今日は、参加してよかった。」との声が寄せられました。



※2：重要水防箇所…過去の洪水で堤防が破損した箇所など、洪水時に堤防が損壊する恐れが高く、厳重な警戒が必要な箇所